

令和8年第7回 階上町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年7月10日（金）午後2時00分から午後2時20分

2. 開催場所 階上町役場 3階 委員会室

3. 出席委員（14名）

	1番	堰合とし
	2番	長根義則
	3番	郷州公典
	4番	浜谷秀雄
	5番	清水頭保孝
	6番	向井成男
	7番	笹山勝彦
	8番	荒道秀雄
	9番	久保雅庸
	10番	中城司
	11番	土橋剛
	12番	鹿原仁
会長職務代理者	13番	坂政和
会長	14番	横道文男

4. 欠席委員（0名）

5. 出席農地利用最適化推進委員（6名）

石鉢地区	森	正浩
鳥屋部地区	小澤	寿子
金山沢地区	小鷹	隆男
田代地区	水合	達徳
赤保内地区	桑原	英世
小舟渡地区	平戸	三雄

6. 欠席推進委員（3名）

登切地区	荻ノ沢	甚哉
大蛇地区	南	まり子
道仏地区	糸坪	岩雄

7. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第20号 農用地利用集積等促進計画への意見聴取について
議案第21号 非農地証明申請について

8. 農業委員会事務局職員

課長	(事務局長)	荒道真一
副参事	(事務局次長)	木村真由美
主事		西琢郎
主事		松橋藍
主事		細越翔太

9. 総会の概要

会長	ただいまの出席委員は、農業委員 14 名、農地利用最適化推進委員 6 名です。 農業委員の数が過半数に達していますので、令和 8 年第 7 回階上町農業委員会総会を開催します。 これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。 日程第 1、「会議録署名委員の指名について」を議題とします。 会議録署名委員は、議長において、6 番 向井委員、9 番 久保委員を指名します。 日程第 2、「会期の決定について」を議題とします。 お諮りします。 会期は、本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
委員	(「異議なし」との声あり。)
会長	ご異議なしと認めます。 よって、会期は、本日 1 日と決定します。 日程第 3、議案第 20 号「農用地利用集積等促進計画への意見聴取について」の件を議題といたします。 それでは、事務局より案件の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは議案第 20 号について朗読いたします。 1 ページをご覧ください。 本議案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定において、「市町村は促進計画案作成にあたり、農業委員会の意見を聴くものとする」とされていることから、意見聴取を行うものであります。 番号 24 の詳細ですが、利用権の設定を受ける者が農地中間管理機構を通じて、利用権を設定する者と使用貸借で 3 年間の利用権を設定するものです。 利用権の設定を受ける者は、ねぎやにんにくを作付けしており、経営規模拡大の目的として行うものですので、問題ないものと考えます。

会長	番号２５の詳細ですが、利用権の設定を受ける者が農地中間管理機構を通じて、利用権を設定する者と賃貸借で５年間の利用権を設定するものです。 なお賃料は年額１２，８００円です。 番号２６の詳細ですが、利用権の設定を受ける者が農地中間管理機構を通じて、利用権を設定する者と使用貸借で５年間の利用権を設定するものです。 番号２７の詳細ですが、利用権の設定を受ける者が農地中間管理機構を通じて、利用権を設定する者と使用貸借で５年間の利用権を設定するものです。 番号２８の詳細ですが、利用権の設定を受ける者が農地中間管理機構を通じて、利用権を設定する者と使用貸借で５年間の利用権を設定するものです。 番号２９の詳細ですが、利用権の設定を受ける者が農地中間管理機構を通じて、利用権を設定する者と賃貸借で１０年間の利用権を設定するものです。 なお賃料は年額２，２００円です。 番号３０の詳細ですが、利用権の設定を受ける者が農地中間管理機構を通じて、利用権を設定する者と賃貸借で１０年間の利用権を設定するものです。 なお賃料は年額４，４００円です。 番号３１の詳細ですが、利用権の設定を受ける者が農地中間管理機構を通じて、利用権を設定する者と賃貸借で１０年間の利用権を設定するものです。 なお賃料は年額２０，０００円です。 番号３２の詳細ですが、利用権の設定を受ける者が農地中間管理機構を通じて、利用権を設定する者と賃貸借で５年間の利用権を設定するものです。 なお賃料は年額６，４００円です。 利用権の設定を受ける者は、町内に多数の農地を借り受けて農業経営を行っております。今回、水稻の規模拡大を目的として行うものですので、問題ないものと考えます。 以上で朗読並びに説明を終わります。 ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。 ただいまの事務局の説明について、質問のある方は挙手をお願いします。
-----------	---

委員	(「質問なし」との声あり。)
会長	無いようですので、採決いたします。 議案第20号「農用地利用集積等促進計画への意見聴取について」の件に、意見なしとして階上町長へ回答することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
委員	(全員挙手)
会長	ありがとうございました。 議案第20号「農用地利用集積等促進計画への意見聴取について」の件は、意見なしとして階上町長へ回答することに決定します。 次に日程第4、議案第21号「非農地証明申請について」の件を議題といたします。 それでは、事務局より案件の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第21号について朗読いたします。 5ページをご覧ください。 それでは、議案第21号の詳細について説明いたします。 本案は、農地所有者から農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの非農地証明願いが提出されたことに伴い、農地でないことを証明したいので、提案するものです。 番号4について、令和8年6月22日に申請人より申請がありました。 申請人は平成5年に購入しております。 申請地について、令和8年6月29日に現地確認を行いました。申請のとおり畑としての原型はなく舗装状態になっていることを確認しました。以上のことから、農地法の運用についての第4の(4)の再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に該当し、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地として判断するものです。 番号5について、令和8年6月16日に申請があり、現在の所有者が、祖母から相続した土地で、昭和49年に購入したが、農地として利用されたことはないようです。 申請地について、令和8年6月29日に現地確認を行いました。樹木が茂っており、農地として利用できない状況になっていることを

	確認しました。以上のことから、農地法の運用についての第4の(4)の再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に該当し、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地として判断するものです。 以上で朗読並びに説明を終わります。
会長	ありがとうございました。 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当の森推進委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	番号4の件について、6月29日午後2時00分から、坂委員、郷州委員、木村事務局次長、松橋事務局職員、代理人、自分の6名で確認いたしました。 続けて、番号5の件について、6月29日午後2時20分から、坂委員、郷州委員、木村事務局次長、松橋事務局職員、申請人、自分の6名で確認いたしました。 詳細については、事務局の説明のとおりでございます。
会長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。 ただいまの事務局の説明について、質問のある方は挙手をお願いします。
委員	(「質問なし」との声あり。)
会長	無いようですので、採決いたします。 議案第21号「非農地証明申請について」の件に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
委員	(全員挙手)
会長	全員賛成ですので、議案第21号「非農地証明申請について」の件は、原案のとおり承認します。 これにて、本会議に付議された全案件が終了しました。 以上をもちまして、令和8年第7回階上町農業委員会総会を閉会いたします。
局長	修礼を行います。

礼。 直れ。 ご着席ください。

議長 _____ 横道 文男

6 番 _____ 向井 成男

9 番 _____ 久保 雅庸